社会福祉法人　のじぎく福祉会

ケアハウス　津名やすらぎの里

重要事項説明書

2026年8月1日施行

【　ケアハウス 津名やすらぎの里 重要事項説明書　】

（令和８年８月１日現在）

１．事業主体概要

事業者の名称・・社会福祉法人 のじぎく福祉会
法人所在地・・・兵庫県加古川市神野町神野１３６番地８
代表者氏名・・・理事長　栗原 英治
電話番号・・・・０７９－４３８－９６９６
ＦＡＸ番号・・・０７９－４３８－９６９７
設立年月日・・・平成２年１２月２８日

２．施設の概要

施設の名称・・・ケアハウス 津名やすらぎの里
施設所在地・・・兵庫県淡路市大町下６５番地１
代表者氏名・・・施設長　長濱 優年
電話番号・・・・０７９９－６２－７４００
ＦＡＸ番号・・・０７９９－６２－７４０１
開設年月日・・・平成９年１２月２５日
建物構造・・・・鉄筋コンクリート６階
居室・・・・・・５０室（面積は壁芯寸法）
【15 室：24.05 ㎡　35 室：23.4 ㎡】
トイレ・洗面台・ミニキッチン・押入・電気調理器
冷暖房設備・非常通報装置・電話・ベランダ等
共用…食堂・浴室・洗濯室・娯楽室・相談室等
建築面積・・・・２７２８．１㎡

３．事業の目的と運営の方針

事業の目的：ケアハウス津名やすらぎの里は、社会福祉法人のじぎく福祉会が老人福祉法に基づいて、高齢者の方々が自立と協調のもとに、生活不安を持つことなく、安心して健康で豊かな生活を送っていただくために設けた施設です。

運営の方針：施設の管理運営については、高齢者の特性を配慮した住みよい住環境をつくり、入居者様の自主性を尊重し、入居者様が明るく心豊かな生活が出来るよう、食事の提供、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期することを基本方針とします。

4．施設サービスの概要

（給食）

1. 入居者様に対して高齢者に適切な食事を毎日３食提供いたします。
2. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養のバランスに留意しております。
3. 食事の時間は次の通りです。
   (1) 朝　食　　午前　7時30分　～　午前8時30分
   (2) 昼　食　　午前　11時30分　～　午前1時00分
   (3) 夕　食　　午後　5時30分　～　午後7時00分
   予め欠食する場合は、前日の午後17：30までに届出がある場合に限り、欠食分の食費を翌月の生活費から減額することができます。
   予め欠食する旨の連絡があった場合は、食事を提供いたしません。

（入浴）

1. 入浴は隔日以上とし、入居者様が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行います。
2. シャワーは入居者様が常時使用できるよう配慮しております。
3. 原則として、個別の入浴介助は行っておりません。
4. 入浴の時間は、午後１時30分　～　午後５時00分の間とします。

（生活援助）

1. 入居者様に対する日常生活の介助は、原則として実施いたしません。
2. 入居者様が入居後において心身の障害等で家事等が独力でできず、また病気等で介護者が必要となった場合には、家族の出来る限りの援助を必要とし、また外部の在宅福祉サービスが受けられるよう迅速な措置をとります。この場合、所用の費用は入居者様の個人負担となります。

（保健衛生）

1. 入居者様の定期健康診断は、年１回以上行い、その記録を保存する等日常における健康管理に配慮しております。
2. 入居者様の健康保持にあたっては、特に高齢者特有の疾病の防止に努めております。
3. 入居者様に対し随時保険衛生知識の普及指導を行います。

※ 協力医療機関、協力歯科医療機関として、以下の機関に協力をお願いしています。

名称：　社会医療法人社団 順心会　順心淡路病院
住所：　兵庫県淡路市大町下66-1　℡：0799-62-7501

（緊急時の対応）

1. 入居者様は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができます。
2. 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行います。
3. 入居者様が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡とともに、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行います。

５．職員体制

(1)	施　設　長	１名
	事　務　員	
(2)	生活相談員	１名
(3)	介　護（常勤換算）	２名以上
(4)	栄　養　士	１名
	計	５名

６．利用料金

利用料金表（月額）につきましては、別紙参照してください。

利用料及び使用料一覧表

項　目		料　　金
利用料	管　理　費	分割払（毎月）　　２２，２３０円
	事　務　費	入居者様の前年分の所得により国の定める基準に従って一部補助がありますので、入居者様の負担額は下記の通りとします。（令和８年８月より処遇改善加算による料金変更に伴い別紙、料金表の通り変更となります） １ヵ月　　１０，１００円　～　７３，１４３円
	生　活　費	１ヵ月　　４７，５４０円 冬期加算（１１月～３月）　月額　　１，９６０円
	国の定める基準が改正された場合は、それに基づき利用料を改正いたします。	
使用料	食　費	（事前に欠食届を提出し、欠食した場合は、 下記の金額を翌月分生活費から控除、清算します。） ・朝　食　　１８０円 ・昼　食　　３３５円 ・夕　食　　３３５円
	光熱水費・乾燥機	各自実費負担
	家族宿泊室	一室一泊　　３，０００円（食費は別途徴収します）
	宿泊者食費	朝　食　　３５０円 昼　食　　６００円 夕　食　　６００円
	駐　車　料　金	月額　　２，０００円

7．　保証金

① 入居者様には、居室の原状回復費用と、基本利用料に未払いが生じたときの保証金として２０万円を、入居時に支払っていただきます。

② 入居者様には、前項の保証金が、居室の原状回復費用と、基本利用料の補填に充てられたために全額消費したときは、改めて２０万円を施設に納めていただきます。

③ 施設は、保証金を基本利用料の未払い分に補填するときなど消費したときは、入居者様に対し、書面で消費した額と残額を通知いたします。

④ 施設利用基本契約が終了したときは、保証金から居室の原状回復費用と基本利用料の未払い分の補填に充てられた金額を除いた残額を全額入居者様に返還いたします。また、保証金に関しては無利息といたします。

⑤ 原状回復の費用負担については、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局）に準じて取り扱うものといたします。

8．　苦情相談窓口

（苦情処理）　入居者様は、提供された処遇等に苦情がある場合には、いつでも苦情を申し立てることができます。

苦情受付担当者	江原　　潤	（生活相談員）
苦情解決責任者	長濱　優年	（施設長）
第三者委員	竹上　憲二	電話　０９０－７４８７－０９５７
	中村　昌由	電話　０９０－７７６２－９３５０

※苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

公的機関における苦情受付窓口

○兵庫県洲本健康福祉事務所　監査・福祉課
電話（0799）26-2054　洲本市塩屋 2-4-5
月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前 9 時 00 分～午後 5 時 30 分まで受付

○兵庫県福祉サービス運営適正化委員会
電話（078）242-6868　神戸市中央区坂口通 2-1-1
月曜日から金曜日（年末年始、祝日を除く）
午前 10 時 00 分～午後 16 時 00 分まで受付

９．　施設利用にあたっての留意事項

① 門限

門限は午後７時です。午後７時になれば館内の出入り口を施錠します。
やむを得ず施錠後に出入りする場合は、事前に職員までお申し付けください。
対応させていただきます。開錠は午前６時です。

② 外泊

事前に事務所にご連絡ください。

③ 喫煙

建物内および敷地内はすべて禁煙です。

④ 設備・備考

故意に破損された場合は修繕等に関わる費用を実費請求させていただく場合があります。

⑤ 所持品、備品の持ち込み

本人様及び他利用者様の生活に差し支える物については持ち込みを遠慮していただく場合があります。

⑥ 金銭・貴重品

保管に十分注意してください。紛失の場合には責任を負えません。

⑦ 禁止事項

多くの方に安心して生活を送っていただくために、入居者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

⑧ ペットの持ち込み

衛生管理上ペットの持ち込みはご遠慮ください。

⑨ 損害・災難について

入居者様の故意、又は重大な過失により発生した損害・災難については、自己責任となります。

⑩ 退去について

３０日以上の予告期間をもって、退去の意思表示をしてください。
修理又は取替えを要する場合は、その費用を負担していただきます。

１０．非常災害対策

① 防災設備・・・避難階段　避難口　居室等の内装等の防火材使用

② 消防設備・・・屋内消火栓　自動火災警報設備　スプリンクラー
非常警報装置　漏電火災警報機　非常警報設備　防火水
非常電源設備　誘導灯及び誘導標識　カーテン等の防火性能

③ 防火訓練・・・年２回実施

１１．運営懇談会の開催

施設の管理、運営に入居者様の意向を反映するために、３ヶ月に１回、運営懇談会を開催しています。

１２．個人情報の利用目的

ケアハウス 津名やすらぎの里では、入居者様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、知りえた個人情報（入居申込書、健康診断書、住民票、※収入を証明する書類、各種保険証、入居後の生活状況等）について、利用目的を以下のとおり定めます。

【入居者様へのサービス提供に必要な利用目的】

・掛かりつけ医療機関への情報提供
・介護保険サービス利用に伴う情報提供
・役所関係手続き等による利用
・事故等の報告
・外部監査機関への情報提供

※収入を証明する書類は、事務費算定のために使用いたします。
それ以外の目的に利用したり、第三者提供したりはいたしません。

１３．カスタマーハラスメントへの対応

当事業所では、すべての入居者様に安心して介護サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、入居者様又はご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、カスタマーハラスメントに該当する場合があります。

具体的には、次に掲げる行為が該当しますが、これらに限られるものではありません。

① 暴言、暴力、脅迫、強要、大声での叱責、威圧的な言動、人格を否定する発言、不適切な性的言動等のハラスメント行為
② 業務の範囲を超える過度又は不当な要求
③ 合理性を欠く長時間の拘束や、執拗な要望・クレーム
④ ＳＮＳやインターネット上への誹謗中傷、事実に基づかない情報の公開、事業者の信用を著しく損なう行為
⑤ その他、プライバシーの侵害等、職員の就業環境を著しく害する行為

これらの行為が認められた場合には、複数名での対応や、サービス提供方法の見直しについて、ご相談させていただくことがあります。

更に、カスタマーハラスメントによって本契約を継続し難い重大な事情が生じた場合には、事業者は通告の上、本契約を解除するものとします。

なお、介護サービスに関する正当なご意見・ご要望・苦情につきましては、誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

１４．その他

パンフレット等もご用意していますのでご覧ください。

説明のご確認・同意書

（西暦）　　年　　月　　日

ケアハウス 津名やすらぎの里 の入居利用に際し、
本書面に基づき、本重要事項説明書に記載する重要事項の説明を行いました。

【事業者】 ケアハウス 津名やすらぎの里
【説明者】
職　名 ： 生活相談員

氏　名 ： 江原　潤　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、
ケアハウス 津名やすらぎの里 の入居利用について同意しました。

【入居者】

住　所 ：

氏　名 ：　　印

【連帯保証人】

住　所 ：

氏　名 ：　　印

【連帯保証人】

住　所 ：

氏　名 ：　　印